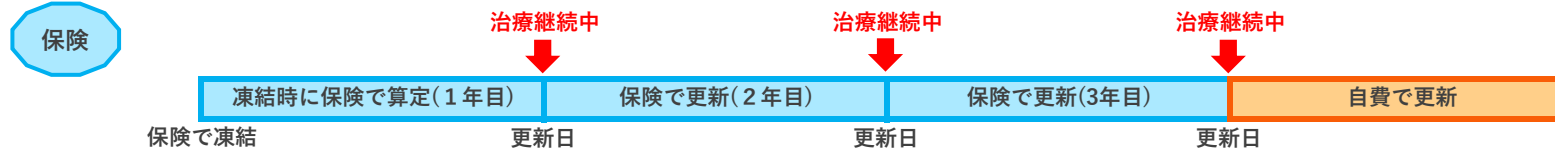


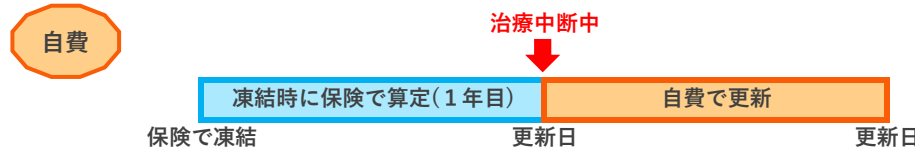
胚凍結保存維持管理料

凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結胚の保存に係る維持管理を行った場合に、当該凍結保存の開始日から起算して通算3年を限度として、1年に1回に限り算定する。ただし、妊娠等により不妊症に係る治療が中断されている場合であって、患者及びパートナーの希望により、凍結保存及び必要な医学管理を継続する場合には、その費用は患家の負担とする。また、年齢制限や回数制限を超えた場合、それ以降は患家の負担とする。

① 治療継続中に更新する場合

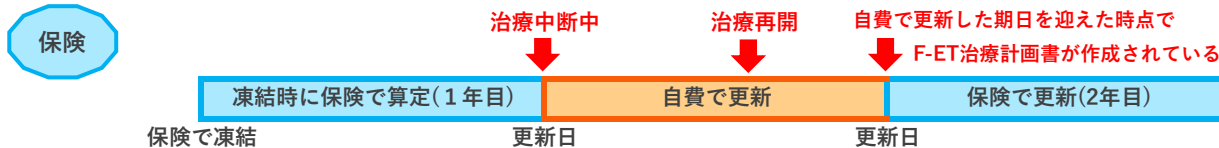


② 治療中断中（妊娠・出産等）に更新する場合



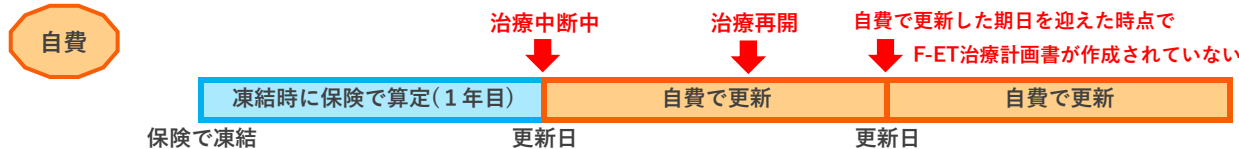
③ 自費で更新中に治療を再開

自費で更新した更新期日を迎えた時点で、F-ET治療計画書が作成され移植に向けた治療が再開されている場合



④ 自費で更新中に治療を再開

自費で更新した更新期日を迎えた時点で、F-ET治療計画書が作成されていない場合



F-ET治療計画書とは？

不妊治療を保険診療で実施する場合、医師による治療計画の作成、発行とその同意書の提出が必須になります。凍結融解胚移植の場合、原則、凍結胚移植を行う予定の前周期の高温期から月経開始2～5日目までの間に作成いたします。なお、治療計画書を発行するにはご主人様の同伴と戸籍謄本の提示が必要です。